

**統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況
(旧：指定統計・承認統計・届出統計月報)**

平成 22 年 2 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1 統計調査の承認等の状況（総括表）	1
基幹統計調査の承認	1
一般統計調査の承認	2
届出統計調査の受理	3
2 基幹統計調査の承認	4
国民生活基礎調査（平成22年承認）（厚生労働省）	4
経済産業省企業活動基本調査（平成22年承認）（経済産業省）	8
作物統計調査（平成22年承認）（農林水産省）	10
3 一般統計調査の承認	14
介護給付費実態調査（平成22年承認）（厚生労働省）	14
地域特産野菜生産状況調査（平成22年承認）（農林水産省）	15
バイオ産業創造基礎調査（平成22年承認）（経済産業省）	16
国際比較プログラム（OECD2011年ラウンド「衣類・装身具等」調査）に関する小売物価調査（平成22年承認）（総務省）	17
土壌改良資材の生産量及び輸入量調査（平成22年承認）（農林水産省）	18
生産者の米穀在庫等調査（平成22年承認）（農林水産省）	19
地域保健・健康増進事業報告（平成22年承認）（厚生労働省）	20
鉄鋼需給動態統計調査（平成22年承認）（経済産業省）	22
鉄鋼生産内訳月報（平成22年承認）（経済産業省）	24
水産物流通調査（平成22年承認）（農林水産省）	26
エネルギー消費統計調査（平成22年承認）（資源エネルギー庁）	28
4 届出統計調査の受理	33
(1) 新規	33
改正薬事法等に関するアンケート調査（平成22年届出）（栃木県）	33
北九州市内進出事業者景況調査（平成22年届出）（北九州市）	35
高知県内水面漁業漁獲統計調査（平成22年届出）（高知県）	36
住民の防災力基礎調査（地震に関するアンケート調査）（平成22年届出）（東京消防庁）	37
市民福祉に関する意識調査（平成22年届出）（神戸市）	38
春季賃上げ要求・妥結状況調査（平成22年届出）（滋賀県）	39

沖縄都市モノレール利用OD調査（平成22年届出）（沖縄県）	40
沖縄県人口移動報告（平成22年届出）（沖縄県）	41
(2) 変更	42
北九州市企業景況調査（平成22年届出）（北九州市）	42
京都府鉱工業生産動態統計調査（平成22年届出）（京都府）	43
職業能力開発需給調査（平成22年届出）（茨城県）	44
大阪市観光動向調査（平成22年届出）（大阪市）	45
人口移動調査（平成22年届出）（島根県）	46
春季賃上げ及び夏季・年末一時金要求・妥結状況調査（平成22年届出）（広島県）	47

注1：「届出統計調査」とは、統計法第24条第1項又は第25条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいう。

注2：調査名の後ろの「平成◇年承認」「平成◇年届出」については、本月報の編集に係るシステム管理上、付記されているものである。

基幹統計調査の承認

基幹統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
国民生活基礎調査	厚生労働大臣	承認事項の変更 所得票の調査方法を他計方式から自計方式に変更。 新たな調査事項として、「世帯を離れている方の人数」(世帯票)、「最終学歴又は在学中の学校」(世帯票)、「健診後の特定保健指導等の状況」(健康票)、「子宮がん及び乳がん検診の過去2年間の受診実績」(健康票)及び「児童手当等」(所得票)を追加。 従来の調査事項のうち、「1日の平均の片道通勤時間」及び「世帯を別にしてしている子の人数」(いずれも世帯票)を削除。	H22.2.4
経済産業省企業活動 基本調査	経済産業大臣	承認事項の変更 関係会社間の取引を把握する事項の追加。 国際取引を把握する事項の追加。 外部委託の状況を把握する項目の追加。 剰余金の配当状況、能力開発費を把握する事項の追加。 情報化の状況を把握する項目等の削除。 集計事項の変更及び調査結果の公表期日の早期化。	H22.2.15
作物統計調査	農林水産大臣	承認事項の変更 果樹の栽培面積の内訳として把握していた「成園」を削除。 茶の栽培面積の内訳として把握していた「専用茶園」を削除。 新たな調査事項として、「みずな」を追加。 従前非公表であった共済減収調査の結果についての公表化。	H22.2.26

一般統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施者
H22.2.4	介護給付費実態調査	厚生労働大臣
H22.2.8	地域特産野菜生産状況調査	農林水産大臣
H22.2.15	バイオ産業創造基礎調査	経済産業大臣
H22.2.16	国際比較プログラム（OECD2011年ラウンド「衣類・装身具等」調査）に関する小売物価調査	総務大臣
H22.2.23	土壌改良資材の生産量及び輸入量調査	農林水産大臣
H22.2.23	生産者の米穀在庫等調査	農林水産大臣
H22.2.23	地域保健・健康増進事業報告	厚生労働大臣
H22.2.24	鉄鋼需給動態統計調査	経済産業大臣
H22.2.24	鉄鋼生産内訳月報	経済産業大臣
H22.2.25	水産物流通調査	農林水産大臣
H22.2.25	エネルギー消費統計調査	経済産業大臣

○届出統計調査の受理

(1) 新規

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H22. 2. 1	改正薬事法等に関するアンケート調査	栃 木 県 知 事
H22. 2. 2	北九州市内進出事業者景況調査	北 九 州 市 長
H22. 2. 4	高知県内水面漁業漁獲統計調査	高 知 県 知 事
H22. 2. 10	住民の防災力基礎調査（地震に関するアンケート調査）	東 京 消 防 庁 監 消 防 総 監
H22. 2. 17	市民福祉に関する意識調査	神 戸 市 長
H22. 2. 18	春季賃上げ要求・妥結状況調査	滋 賀 県 知 事
H22. 2. 18	沖縄都市モノレール利用OD調査	沖 縄 県 知 事
H22. 2. 26	沖縄県人口移動報告	沖 縄 県 知 事

(2) 変更

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H22. 2. 2	北九州市企業景況調査	北 九 州 市 長
H22. 2. 12	京都府鉱工業生産動態統計調査	京 都 府 知 事
H22. 2. 17	職業能力開発需給調査	茨 城 県 知 事
H22. 2. 18	大阪市観光動向調査	大 阪 市 長
H22. 2. 19	人口移動調査	島 根 県 知 事
H22. 2. 22	春季賃上げ及び夏季・年末一時金要求・妥結状況調査	広 島 県 知 事

基幹統計調査の承認

【調査名】 国民生活基礎調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年2月4日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部社会統計課国民生活基礎調査室

【目的】 本調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的とする。

【沿革】 本調査は、「厚生行政基礎調査」（指定統計第60号を作成するための調査）、「国民健康調査」（指定統計第68号を作成するための調査）、「保健衛生基礎調査」（承認統計調査）及び「国民生活実態調査」（承認統計調査）を統合して、昭和61年を初年として開始されたものである。調査は、3年ごとに実施する大規模調査と、その中間の各年に実施する簡易調査から構成される。

その後の主な変更は、以下のとおりである。

- ・平成13年：「介護票」を創設。「健康票」を密封回収化
- ・平成19年：「世帯票」及び「介護票」を自計報告化
- ・平成22年：「所得票」を自計報告化

【調査の構成】 1 - 世帯票（大規模調査） 2 - 健康票（大規模調査） 3 - 介護票（大規模調査） 4 - 所得票（大規模調査） 5 - 貯蓄票（大規模調査） 6 - 世帯票（簡易調査） 7 - 所得票（簡易調査）

【公表】 インターネット、報告書（調査翌年の7月）

【調査票名】 1 - 世帯票（大規模調査）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）世帯 （属性）世帯及び世帯員 （抽出枠）国勢調査調査区

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）276,000 / 49,566,000 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）自計 （把握時）調査年の6月の第1又は第2木曜日現在 （系統）厚生労働省 - 都道府県 - （保健所設置市・特別区） - 保健所 - 指導員 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）厚生労働大臣への提出期限は、調査年の7月中旬

【調査事項】 1. 世帯に係る事項（ア）世帯員数等、（イ）世帯を離れている方の状況、（ウ）住居の種類、（エ）室数及び床面積、（オ）5月中の家計支出総額等、
2. 世帯員に係る事項（ア）最多所得者、（イ）世帯主との続柄、（ウ）性、（エ）出生年月、（オ）配偶者（夫又は妻）の有無、（カ）医療保険の加入状況、（キ）公的年金・恩給の受給状況、（ク）乳幼児（小学校入学前）の保育

状況（小学校入学前の者のみ）（ケ）手助けや見守りの要否等（6歳以上の者のみ）（コ）教育（15歳以上の者のみ）（サ）公的年金の加入状況（15歳以上の者のみ）（シ）別居している子の有無等（15歳以上の者のみ）（ス）5月中の仕事の状況（15歳以上の者のみ）（セ）1週間の就業日数等（15歳以上の者のみ）（ソ）就業開始時期（15歳以上の者のみ）（タ）仕事の内容（職業分類）（15歳以上の者のみ）（チ）勤めか自営かの別等（15歳以上の者のみ）（ツ）就業希望の有無等（15歳以上の者のみ）

【調査票名】 2 - 健康票（大規模調査）

【調査対象】（地域）全国（単位）世帯（属性）世帯及び世帯員（抽出枠）国勢調査調査区

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）276,000/49,566,000（配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）調査年の6月の第1又は第2木曜日現在（系統）厚生労働省 - 都道府県 - （保健所設置市・特別区） - 保健所 - 指導員 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）厚生労働大臣への提出期限は、調査年の7月中旬

【調査事項】（ア）性、（イ）出生年月、（ウ）入院・入所の状況、（エ）自覚症状の有無、その症状及び治療状況、（オ）通院・通所の状況・傷病名、（カ）病気やけが、予防で支払った費用、（キ）日常生活への影響（6歳以上の者のみ）（ク）普段の活動ができなかった日数（6歳以上の者のみ）（ケ）健康状態（6歳以上の者のみ）（コ）悩みストレスの有無・原因・相談状況（12歳以上の者のみ）（サ）こころの状態（12歳以上の者のみ）（シ）喫煙の状況（12歳以上の者のみ）（ス）健診等の受診状況（20歳以上の者のみ）（セ）がん検診の状況（20歳以上の者のみ）

【調査票名】 3 - 介護票（大規模調査）

【調査対象】（地域）全国（単位）個人（属性）世帯及び世帯員（抽出枠）国勢調査調査区

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）6,000/725,000（配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）調査年の6月の第1又は第2木曜日現在（系統）厚生労働省 - 都道府県 - （保健所設置市・特別区） - 保健所 - 指導員 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）厚生労働大臣への提出期限は、調査年の7月中旬

【調査事項】（ア）調査票の回答者、（イ）介護が必要な者の性別と出生年月、（ウ）要

介護度の状況、(エ)介護が必要となった原因、(オ)居宅サービスの利用状況、(カ)介護保険によるサービスを受けていない理由、(キ)主な介護者の介護時間、(ク)主な介護者以外の介護者の状況、(ケ)家族・親族等と訪問介護事業者による主な介護内容、(コ)居宅サービスの費用、(サ)65歳以上の介護保険被保険者(第1号被保険者)における介護保険料所得段階、(シ)介護費用の負担力

【調査票名】 4 - 所得票(大規模調査)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)世帯 (属性)世帯及び世帯員 (抽出枠)国勢調査調査区

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)50,000/276,000 (配布)調査員 (収集)調査員 (記入)自計 (把握時)調査年の前年の1月1日~12月31日 (系統)厚生労働省-都道府県-(市、特別区及び福祉事務所設置町村)-福祉事務所-指導員-調査員-報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)厚生労働大臣への提出期限は、調査年の8月中旬

【調査事項】 (ア)性、(イ)出生年月、(ウ)所得の種類別金額、(エ)課税等の状況別金額、(オ)企業年金・個人年金等の掛金、(カ)生活意識の状況(世帯主又は世帯を代表する者のみ)

【調査票名】 5 - 貯蓄票(大規模調査)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)世帯 (属性)世帯及び世帯員 (抽出枠)国勢調査調査区

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)50,000/276,000 (配布)調査員 (収集)調査員 (記入)自計 (把握時)調査年の6月末日現在(系統)厚生労働省-都道府県-(市、特別区及び福祉事務所設置町村)-福祉事務所-指導員-調査員-報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)厚生労働大臣への提出期限は、調査年の8月中旬

【調査事項】 (ア)貯蓄現在高、(イ)貯蓄現在高の増減及び減った場合の金額及び理由、(ウ)借入金残高

【調査票名】 6 - 世帯票(簡易調査)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)世帯 (属性)世帯及び世帯員 (抽出枠)国勢調査調査区

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)54,000/49,566,000 (配

布)調査員 (収集)調査員 (記入)自計 (把握時)調査年の6月の第1又は第2木曜日現在 (系統)厚生労働省 - 都道府県 - (保健所設置市・特別区) - 保健所 - 指導員 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年(大規模調査実施年を除く。) (実施期日)厚生労働大臣への提出期限は、調査年の7月中旬

【調査事項】 1.世帯に係る事項(ア)世帯員数等、(イ)5月中の家計支出総額、2.世帯員に係る事項(ア)最多所得者、(イ)世帯主との続柄、(ウ)性、(エ)出生年月、(オ)配偶者(夫又は妻)の有無、(カ)医療保険の加入状況、(キ)傷病の状況、(ク)公的年金・恩給の受給状況、(ケ)公的年金の加入状況(15歳以上の者のみ)、(コ)5月中の仕事の状況(15歳以上の者のみ)、(サ)勤めか自営かの別等(15歳以上の者のみ)

【調査票名】 7 - 所得票(簡易調査)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)世帯 (属性)世帯及び世帯員 (抽出枠)国勢調査調査区

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)13,000/54,000 (配布)調査員 (収集)調査員 (記入)自計 (把握時)調査年の前年の1月1日~12月31日 (系統)厚生労働省 - 都道府県 - (市、特別区及び福祉事務所設置町村) - 福祉事務所 - 指導員 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年(大規模調査実施年を除く。) (実施期日)厚生労働大臣への提出期限は、調査年の8月中旬

【調査事項】 1.世帯に係る事項(ア)世帯区分、(イ)生活意識の状況、2.世帯員に係る事項(ア)性、(イ)出生年月、(ウ)所得の種類別金額、(エ)課税等の状況別金額、(オ)企業年金・個人年金等の掛金

【調査名】 経済産業省企業活動基本調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年2月15日

【実施機関】 経済産業省経済産業政策局調査統計部企業統計室

【目的】 経済産業省企業活動基本調査（以下「企業活動基本調査」という。）は、企業の活動の実態を明らかにすることにより、企業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 近年における我が国企業の事業活動は、多角化・組織化・系列化・国際化・ソフト化等を中心に変化が著しく、かつ、このような事業活動の多角化・国際化等による新たな展開は、同一企業内の複数事業所又は単一企業の領域を越え、複数の企業にわたる新たな活動形態として具体化してきていることから、これらの実態を定量的に把握することが、各種の行政施策を企画していく上で重要な課題となっていた。

このような事業活動の多様化の実態を、既存の事業所を対象とする調査で把握することが困難であり、また、企業を対象とする調査においても、包括的に把握するものとなっていなかった。

企業を単位とした事業活動の多角化の実態を把握する観点からは、昭和62年、平成元年に、製造業に属する企業を対象として工業統計調査（指定統計第10号を作成するための調査）丙調査が実施され、企業の事業活動の多角化等の状況を把握してきたが、事業活動の多角化等は製造業だけでなく、他の産業においても急速に進んでいることから、その全体像を把握することが困難となってきた。

本調査は、産業・経済動向の変化に応じた通商産業政策を企画・立案するための基礎資料を得ることを目的とする新たな統計調査として、平成4年9月11日、指定統計に指定され、指定統計調査として3年周期により平成4年、7年に実施された（工業統計調査丙調査は、平成4年以降廃止）。

なお、本調査の実施に当たっては、工業統計調査丙調査の対象業種である製造業のほか、鉱業、卸売・小売業、飲食店（一般飲食店及びその他の飲食店に属するものを除く。）に調査対象業種が拡大され、調査事項にも企業活動の多角化に関する項目が加えられている。

しかし、その後も多角化、分社化、生産拠点の海外移転等企業活動が複雑かつ急激に変化しており、その実態を経年的にとらえていくことが必要となったことから、平成8年度以降、3年に1回の大規模調査と他の2回の簡易調査のローテーションにより毎年実施することとされた。

平成10年には、「一般飲食店」が調査対象業種に追加されたほか、報告者負担の軽減を図るため、プレプリントの実施、他指定統計調査結果データの利活用等の措置が講じられている。

平成13年には「電気・ガス業」、「クレジットカード業、割賦金融業」及び「サ

ービス業のうち経済産業省の所管業種を中心とした業種」が調査対象業種に追加され、平成16年には、デザイン・機械設計業、商品検査業、計量証明業、ボウリング場及びディスプレイ業の5業種が調査対象業種に追加されている。

平成17年には法人企業統計調査の調査結果の活用を図るため、所要の改正を行っている。

平成19年にはサービス業(他に分類されないもの)のうち学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、廃棄物処理業等各省の了解を得られた業種を追加している。

【調査の構成】 1 - 企業活動基本調査票

【公表】 速報：調査実施後8か月以内、確報：調査実施後1年4か月以内

【調査票名】 1 - 企業活動基本調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)企業活動基本調査は、日本標準産業分類に掲げる大分類「鉱業、採石業、砂利採取業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業(中分類「熱供給業」及び「水道業」を除く)」、「情報通信業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業(中分類「物品賃貸業」)」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲料サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業)及び「サービス業(他に分類されないもの)」に属する事業所を有する企業のうち、従業員50人以上かつ資本金額又は出資金額3,000万円以上のものについて行う。

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)38,000 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎年3月31日現在 (系統)経済産業省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎月5月中旬に調査を実施。調査期日に属する年の5月16日～7月15日までの間に提出。

【調査事項】 1.企業の名称及び所在地、2.資本金額又は出資金額、3.企業の設立形態及び設立時期、4.直近1年間の組織再編行為の状況、5.企業の決算月、6.事業組織及び従業員数、7.親会社、子会社・関連会社の状況、8.資産・負債及び純資産並びに投資、9.事業内容、10.取引状況、11.事業の外部委託の状況、12.研究開発、能力開発、13.技術の所有及び取引状況、14.企業経営の方向、15.バイオテクノロジーの利用状況(3年周期)

【調査名】 作物統計調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年2月26日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課

【目的】 耕地及び作物の生産に関する実態を明らかにし、農業行政の基礎資料を整備することを目的とする。

【沿革】 昭和22年に開始し、昭和25年から指定統計調査として実施している。昭和54年には、一部調査事項について調査項目の区分及び調査期日の変更を行った。平成14年には、1. 関連する承認統計調査を含めた調査体系の整備、2. 調査対象品目の選定基準の策定、3. 調査票の統廃合、OCR化等を実施した。平成17年には、1. 作付予定面積調査及び野菜・果樹に係る予想収穫量調査の廃止、2. てんさい・さとうきびに関する作付面積調査及び予想収穫量・収穫量調査の郵送調査化等の変更を行った。平成19年には、1. かんしょ及び甘味資源作物（てんさい及びさとうきび）に係る予想収穫量調査の廃止、2. 耕地面積調査及び水稲に係る作付面積調査において、調査員による実測調査の導入、3. 水稲以外の作物に係る作付面積調査については農業協同組合その他の関係団体を対象に、水稲以外の作物に係る収穫量調査については関係団体及び標本経営体を対象に往復郵送化をそれぞれ実施した。

【調査の構成】 1 - 耕地面積調査 2 - 作付面積調査 3 - 作柄概況調査 4 - 予想収穫量調査 5 - 収穫量調査 6 - 被害応急調査 7 - 共済減収調査

【公表】 調査結果は、インターネットに掲載するほか、報告書により公表する。各公表の公表予定時期については、おおむね次のとおり。（1）耕地面積調査は、10月下旬、（2）作付面積調査は、作物ごとにそれぞれ6月中旬～翌年の2月上旬の間、（3）作柄概況調査は、7月～9月の各下旬、（4）予想収穫量調査は、10月下旬、（5）収穫量調査は作物ごとにそれぞれ6月中旬～翌年5月下旬までの間、（6）被害応急調査は、原則として四半期ごと及び天災融資法発動の際、（7）共済減収調査は、各作物ごとに調査実施後3か月以内。

【調査票名】 1 - 耕地面積調査

【調査対象】 （地域）全国 （単位）圃場 （属性）圃場、耕地の所有者又は耕作者（農業経営体を含む。）

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （配布）調査員・職員 （収集）調査員・職員 （記入）他計 （把握時）7月15日 （系統）農林水産省 - 地方農政局 - 地方農政事務所 - 統計・情報センター - 報告者（統計・情報センター職員及び調査員による実測調査）

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）7月上旬～7月下旬

【調査事項】 耕地の田畑別面積、耕地の田畑別の拡張及びかい廃面積

【調査票名】 2 - 作付面積調査

【調査対象】 (地域)全国(作物によっては一部の地域。また、作物によっては、3年又は5年ごとに全国調査を行い、その中間年には主産県で調査を行う。)

(単位)圃場、協同組合、事業所又は企業、世帯 (属性)(1)圃場、(2)農業協同組合、荒茶工場、製糖会社、製糖工場、集出荷団体、集出荷業者、その他の関係団体、(3)耕地の所有者又は耕作者(農林業経営体を含む。)

【調査方法】 (選定)全数・無作為抽出・有意抽出 (客体数)7,920/28,920 (配布)郵送・調査員・職員 (収集)郵送・調査員・職員 (記入)併用 (把握時)作物により、7月15日、9月1日又は収穫期 (系統)農林水産省 - 地方農政局 - 地方農政事務所 - 統計・情報センター - 報告者 (水稻については、統計・情報センター職員による実測調査)

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)水稻については、7月上旬～7月下旬。それ以外の作物については、把握時の前後の期間

【調査事項】 作物の種類別作付面積

【調査票名】 3 - 作柄概況調査

【調査対象】 (地域)全国(7月15日現在調査については、徳島県、高知県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県) (単位)圃場 (属性)圃場、耕地の所有者又は耕作者(農林業経営体を含む。)

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (配布)職員 (収集)職員 (記入)他計 (把握時)7月15日、8月15日及びもみ数確定期 (系統)農林水産省 - 地方農政局 - 地方農政事務所 - 統計・情報センター - 報告者(統計・情報センター職員による実測調査)

【周期・期日】 (周期)年3回 (実施期日)把握時の前後の期間

【調査事項】 水稻の時期別の作柄概況

【調査票名】 4 - 予想収穫量調査

【調査対象】 (地域)全国 (単位)圃場 (属性)圃場、耕地の所有者又は耕作者(農林業経営体を含む。)

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (配布)職員 (収集)職員 (記入)他計 (把握時)10月15日 (系統)農林水産省 - 地方農政局 - 地方農政事務所 - 統計・情報センター - 報告者(統計・情報センター職員による実測調査)

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)10月上旬～10月中旬

【調査事項】 水稻の予想収穫量

【調査票名】 5 - 収穫量調査

【調査対象】 (地域) 全国(作物によっては一部の地域。また、作物によっては、3年又は5年ごとに全国調査を行い、その中間年には主産県で調査を行う。)

(単位) 圃場、協同組合、事業所又は企業、世帯 (属性)(1) 圃場、(2) 農業協同組合、荒茶工場、製糖会社、製糖工場、集出荷団体、集出荷業者、その他の関係団体、(3) 耕地の所有者又は耕作者(農林業経営体を含む。)

【調査方法】 (選定) 全数・無作為抽出・有意抽出 (客体数) 110,420/1,176,520 (配布) 郵送・職員 (収集) 郵送・職員 (記入) 併用 (把握時) 作物ごとの収穫期 (系統) 農林水産省 - 地方農政局 - 地方農政事務所 - 統計・情報センター - 報告者(水稻については、統計・情報センター職員による実測調査)

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 把握時の前後の期間

【調査事項】 作物の種類別収穫量(水稻にあつてはその災害種類別の被害量、果樹及び野菜にあつては出荷量を含む。花きにあつては出荷量に限る。)

【調査票名】 6 - 被害応急調査

【調査対象】 (地域) 作物について重大な被害が発生したと認められる地域 (単位) 圃場 (属性) 圃場、耕地の所有者又は耕作者(農林業経営体を含む。)

【調査方法】 (選定) 有意抽出 (配布) 職員 (収集) 職員 (記入) 他計 (把握時) 農作物に重大な被害が発生したとき (系統) 農林水産省 - 地方農政局 - 地方農政事務所 - 統計・情報センター - 報告者(統計・情報センター職員による実測調査)

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 農作物に重大な被害が発生したとき認められる場合、速やかに行う。

【調査事項】 災害を受けた作物(作物について重大な災害等が発生したと認められる地域内にある作物の栽培の用に供される土地のうちからセンターの長が選定した土地において栽培される作物)の災害種類別作付面積及び被害量

【調査票名】 7 - 共済減収調査

【調査対象】 (地域) 農作物、畑作物及び果樹共済事業を実施する都道府県のうち、当該作物ごとに農林水産省統計部長が定める都道府県 (単位) 圃場 (属性) 圃場、耕地の所有者又は耕作者(農林業経営体を含む。)

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (配布) 職員 (収集) 職員 (記入) 他計 (把握時) 作物により、収穫期又は暴風雨が発生したとき (系統) 農林水産省 - 地方農政局 - 地方農政事務所 - 統計・情報センター - 報告者(統計・情報センター職員による実測調査)

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)原則としては収穫期に行う。ただし、りんご、ぶどう、なし及びももについては、暴風雨が発生した場合、速やかに行う。

【調査事項】 作物(農業災害補償法第84条第1項第1号、第4号及び第6号に掲げる作物の栽培の用に供される土地のうちから当該作物の種類ごとに抽出した土地において栽培される当該作物)の種類別共済基準減収量及び当該基準減収量に係る作付面積

一般統計調査の承認

【調査名】 介護給付費実態調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年2月4日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部社会統計課

【目的】 本調査は、介護サービスに係る給付費の状況を把握し、介護報酬の改定を始めた介護保険制度の円滑な運営に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、旧統計法下では「届出統計調査」として扱われてきたが、統計法の全部改正により、一般統計調査として扱われることになった。

【調査の構成】 1 - 介護給付費実態調査票

【公表】 月報：調査票の提出月の翌月下旬（厚生労働省HP、e-Stat及び報告書）年度報（5月～4月審査分）：概況は毎年8月（厚生労働省HP）、結果表は概況公表の翌年2月（e-Stat及び報告書）

【調査票名】 1 - 介護給付費実態調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）国民健康保険中央会

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）1 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査票提出月の前月1か月（当該月の審査支払機関における審査実績） （系統）厚生労働省 - 報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）毎月20日

【調査事項】 生年月日、性別コード、要介護状態区分コード、サービス種類コード、サービス単位数、日数・回数等

【調査名】 地域特産野菜生産状況調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年2月8日

【実施機関】 農林水産省生産局生産流通振興課

【目的】 各都道府県において生産される多様な野菜について、品目、作付面積、収穫量、出荷量等の推移を明らかにし、産地の育成、消費ニーズを踏まえた野菜の安定供給、産地の状況に応じたきめ細かな野菜行政を推進していくとともに、消費者への情報提供等を図っていく上で必要不可欠な基礎的資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和44年から「野菜生産状況表式調査」の名称で隔年で実施していたもの。昭和48年までは、主産県を対象に調査を実施していたが、昭和50年以降は、全都道府県を対象に調査を実施していた。

なお、本調査は、旧統計法下では「届出統計調査」として扱われてきたが、統計法の全部改正により、一般統計調査として扱われることになり、これを機に調査名を「地域特産野菜生産状況調査」に変更した。

【調査の構成】 1 - 地域特産野菜生産状況調査票

【公表】 農林水産省ホームページ（調査実施の翌年度5月）

【備考】 今回の変更は、調査名の変更、報告者の整理、調査事項の削除。

【調査票名】 1 - 地域特産野菜生産状況調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）協同組合 （属性）農業協同組合

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）1,365 （配布）郵送・オンライン・FAX・電話 （取集）郵送・オンライン・FAX・電話 （記入）自計 （把握時）調査実施年の前々年（1～12月）に収穫されたもの （系統）都府県（沖縄県を除く）：農林水産省 - 地方農政局 - 都府県 - （市町村） - 農業協同組合、沖縄県：農林水産省 - 内閣府沖縄総合事務局 - 沖縄県 - （市町村） - 農業協同組合、北海道：農林水産省 - 北海道 - （市町村） - 農業協同組合

【周期・期日】 （周期）2年（隔年） （実施期日）調査実施年の2月上旬～下旬

【調査事項】 ア．品目別・栽培方法（施設・露地）別の作付面積、イ．品目別・栽培方法別の収穫量、ウ．品目別・栽培方法別の出荷量、エ．品目（一部品目を除く）別・栽培方法別の出荷量の内訳（生食用・加工用）

【調査名】 バイオ産業創造基礎調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年2月15日

【実施機関】 経済産業省製造産業局生物化学産業課

【目的】 バイオテクノロジー産業の市場規模を把握することにより、今後のバイオテクノロジー産業の振興に係る基礎資料を得る。

【沿革】 平成12年度から毎年実施。文部科学省、厚生労働省、農林水産省との協力の下、経済産業省が調査を実施している。平成16年度調査から、ベンチャー企業も調査対象としている。

【調査の構成】 1 - バイオ産業創造基礎調査票

【公表】 経済産業省ホームページ上、紙媒体、e - S t a t（平成22年3月末）

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更。

【調査票名】 1 - バイオ産業創造基礎調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）バイオテクノロジーの知見を利用した製品の製造及びサービスの提供を行う企業。（抽出枠）バイオ産業創造基礎調査（約880社）、バイオインダストリー協会会員企業（約100社）、社団法人バイオ産業情報化コンソーシアム会員企業（約25社）、バイオベンチャー及び中小企業統計調査（約485社）、企業活動基本調査（約950社）

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）2,440 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）年度末 （系統）経済産業省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）平成22年2月末

【調査事項】 資本金額、設立年、業種分類、売上高及び付加価値、バイオテクノロジー関連製品等の国内生産出荷額等、常時従業者数及びバイオテクノロジー関連業常時従業者比率、研究開発者数及びバイオテクノロジー関連業研究開発者比率、研究開発費及びバイオテクノロジー関連業研究開発費比率

【調査名】 国際比較プログラム（OECD 2011年ラウンド「衣類・装身具等」調査）に関する小売物価調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年2月16日

【実施機関】 総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室

【目的】 本調査は、国際比較に必要な商品の小売価格及びサービス料金を調査し、OECDが主宰する国際比較プログラム（ICP）に対して、各国通貨の購買力平価による国内総生産（GDP）の実質比較を行うための基礎資料を提供することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 国際比較プログラム（OECD 2011年ラウンド「衣類・装身具等」調査）に関する小売物価調査 調査票

【公表】 総務省政策統括官（統計基準担当）を通じてOECDに報告され、OECDから公表される。

【調査票名】 1 - 国際比較プログラム（OECD 2011年ラウンド「衣類・装身具等」調査）に関する小売物価調査 調査票

【調査対象】 （地域）東京都区部 （単位）店舗 （属性）東京都区部の小売業（抽出枠）事業所母集団データベースを使用し、国際比較プログラムに関する小売物価調査の対象事業所を従業者規模別に層別集中して作成した調査名簿より選定

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）100 / 56,000 （配布）調査員（統計局職員） （収集）調査員（統計局職員） （記入）他計 （把握時）平成22年2月～5月 （系統）総務省統計局 - 調査員（職員） - 報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成22年2月17日～5月31日

【調査事項】 衣類・装身具等の品目・銘柄に関する小売価格

【調査名】 土壌改良資材の生産量及び輸入量調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年2月23日

【実施機関】 農林水産省生産局農業環境対策課

【目的】 本調査は、地力増進法（昭和59年法律第34号）第11条の規定に基づき政令で指定している土壌改良資材について、生産量、輸入量及び利用状況を把握し、その安定供給等による地力の増進対策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 昭和60年から調査を開始した。

【調査の構成】 1 - 土壌改良資材の生産量調査票 2 - 土壌改良資材の輸入量調査票

【公表】 ホームページ（調査実施年の6月上旬）

【備考】 今回の変更は、調査票の回答欄のうち一部の選択肢の削除。

【調査票名】 1 - 土壌改良資材の生産量調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）土壌改良資材の製造業者（抽出枠）全国土壌改良資材協議会会員要覧等の団体名簿を基に業務情報を追加して作成した土壌改良資材企業名簿

【調査方法】 （選定）全数及び有意抽出（客体数）115 / 194（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）調査実施年の前年の1年間（1月～12月）（系統）農林水産省 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年（実施期日）3月上旬～3月31日

【調査事項】 1．事業者名、2．土壌改良資材の名称、3．土壌改良資材の種類、4．生産量（購入量を含む）、5．払出量（農業用、農業のうち家庭園芸用）

【調査票名】 2 - 土壌改良資材の輸入量調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）土壌改良資材の輸入業者（抽出枠）全国土壌改良資材協議会会員要覧等の団体名簿を基に業務情報を追加して作成した土壌改良資材企業名簿

【調査方法】 （選定）全数（客体数）23（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）調査実施年の前年の1年間（1月～12月）（系統）農林水産省 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年（実施期日）3月上旬～3月31日

【調査事項】 1．事業者名、2．輸入土壌改良資材の名称、3．輸入土壌改良資材の種類、4．国名、5．輸入量、6．払出量（農業用、農業のうち家庭園芸用）

【調査名】 生産者の米穀在庫等調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年2月23日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課

【目的】 本調査は、生産者の米穀の在庫量、消費量、販売量等の実態を把握し、米穀の需給及び価格の安定を図る観点から、食糧行政を円滑に遂行する等、各種行政施策の推進のための基礎資料を整備することを目的とする。

【沿革】 平成22年に、調査の名称を「米穀の生産・販売等動態調査」から「生産者の米穀在庫等調査」に変更、調査対象の範囲を「米麦の出荷等に関する基本調査」から「農林業センサス」に変更、2種類の調査票のうち「品種別作付面積に関する調査票」の廃止、調査の方法を職員調査と郵送調査の併用から調査員調査へ変更、実施機関を食糧部から統計部へ変更、調査票の回収を毎月回収から年3回（6月、9月、4月）に変更、公表時期を毎月公表から年3回（7月、10月、翌年6月）に変更された。

【調査の構成】 1 - 生産者の米穀在庫等調査調査票

【公表】 印刷物及びホームページ（概要：調査実施年の7月、10月及び調査実施年の翌年の6月、詳細：調査実施年の翌年の8月）

【調査票名】 1 - 生産者の米穀在庫等調査調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）農家 （属性）販売目的で水稻を10アール以上作付けた販売農家 （抽出枠）2005年農林業センサス

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）5,184/1,392,726 （配布）調査員・職員（平成22年調査に限り職員が配布）（収集）調査員（記入）自計 （把握時）毎月末現在 （系統）平成22年調査：（配布）農林水産省 - 地方農政事務所等 - 報告者、（回収）農林水産省 - 地方農政事務所等 - 統計・情報センター - 調査員 - 報告者 平成23年調査以降：農林水産省 - 地方農政事務所等 - 統計・情報センター - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）4月及び5月分の調査票：6月上旬、6月～8月分の調査票：9月中旬、9月～3月分の調査票：4月中旬

【調査事項】 1. 属性情報（世帯員数、水稻作付のべ面積）、2. 月初在庫量、3. 供給量、4. 消費量、5. 販売量、6. 無償で譲渡した量、7. その他（消失、盗難等）、8. 月末在庫量、9. もみずりの量、10. 精米の状況、11. 6月末見込在庫量（5月分調査の提出時のみ報告を求める）

【調査名】 地域保健・健康増進事業報告（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年2月23日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課保健統計室

【目的】 地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得る。

【沿革】 本調査は、保健所における公衆衛生の向上に関する事業活動を把握するため、「保健所運営報告」（届出統計調査）として昭和29年に発足し、平成9年に保健所と市町村の両面から施策の実施状況を把握できるように調査項目を変更の上、名称を「地域保健事業報告」に変更し、その後、11年に、調査の効率化・合理化等の観点から「老人保健事業報告」（届出統計調査）との統合により「地域保健・老人保健事業報告」となった。

さらに、老人保健法（昭和57年法律第80号）の一部改正に伴い、老人保健事業のうち医療保険者が行わない事業は、市町村が健康増進法（平成14年法律第103号）等に基づき実施することとなったため、平成20年に名称を「地域保健・健康増進事業報告」に変更した。

なお、本調査は、旧統計法下では「届出統計調査」として扱われてきたが、統計法の全部改正により、一般統計調査として扱われることになった。

【調査の構成】 1 - 地域保健・健康増進事業報告（都道府県が設置する保健所） 2 - 地域保健・健康増進事業報告（政令市（特別区）以外の市町村） 3 - 地域保健・健康増進事業報告（政令市（特別区））

【公表】 概況：厚生労働省ホームページ（調査対象となる年度の翌年度3月） 統計表：報告書及びe - S t a t（調査対象となる年度の翌々年度6月）

【備考】 今回の変更は、調査票 - 2 及び 3 に係る調査事項の一部変更。

【調査票名】 1 - 地域保健・健康増進事業報告（都道府県が設置する保健所）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）地方公共団体 （属性）都道府県が設置する保健所

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）380 （配布）オンライン （収集）オンライン （記入）自計 （把握時）調査票により、前年度1年間又は前年度末現在 （系統）厚生労働省 - 都道府県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）調査対象となる年度の翌年度6月末日

【調査事項】 1 . 健康診断、母子保健等のサービスの実施状況（母子保健4事項、歯科保健、健康増進2事項、精神保健福祉2事項、難病、エイズ、衛生教育、結核予防2事項、生活衛生、試験検査）、2 . 保健所の連絡調整等の実施状況（連絡調整に関する会議、研修等、調査・研究）、3 . 職員設置状況及び市

町村への援助状況

【調査票名】 2 - 地域保健・健康増進事業報告（政令市（特別区）以外の市町村）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）地方公共団体 （属性）政令市（特別区）以外の市町村

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）1,753 （配布）オンライン （収集）オンライン （記入）自計 （把握時）調査票により、前年度1年間又は前年度末現在 （系統）厚生労働省 - 都道府県 - 報告者、厚生労働省 - 都道府県 - 都道府県が設置する保健所 - 報告者、厚生労働省 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）調査対象となる年度の翌年度6月末日

【調査事項】 1. 健康診断、母子保健等のサービスの実施状況（母子保健4事項、歯科保健、健康増進、精神保健福祉、難病、衛生教育、予防接種、試験検査）
2. 保健所の連絡調整等の実施状況（連絡調整に関する会議、調査・研究）
3. 職員設置状況、4. 健康増進事業の実施状況（9事項）

【調査票名】 3 - 地域保健・健康増進事業報告（政令市（特別区））

【調査対象】 （地域）全国 （単位）地方公共団体 （属性）政令市（特別区）

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）42 （配布）オンライン （収集）オンライン （記入）自計 （把握時）調査票により、前年度1年間又は前年度末現在 （系統）厚生労働省 - 都道府県 - 報告者、厚生労働省 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）調査対象となる年度の翌年度6月末日

【調査事項】 1. 健康診断、母子保健等のサービスの実施状況（母子保健6事項、歯科保健、健康増進2事項、精神保健福祉2事項、難病、エイズ、衛生教育、予防接種、結核予防2事項、生活衛生、試験検査）
2. 保健所の連絡調整等の実施状況（連絡調整に関する会議、調査・研究）
3. 職員設置状況、4. 健康増進事業の実施状況（9事項）

【調査名】 鉄鋼需給動態統計調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年2月24日

【実施機関】 経済産業省製造産業局鉄鋼課

【目的】 1. 普通鋼鋼材の鋼材部門別における払出の実態を把握し、鋼材の需給状況を明らかにして、行政施策の基礎資料とする。2. 普通鋼鋼材の鋼材部門別における受入・払出・在庫の実態を把握し、鋼材の需給状況を明らかにして、行政施策の基礎資料とする。3. 特殊鋼鋼材の需給の実態を把握するため、特殊鋼鋼材の鋼種別（工具鋼4鋼種、構造用鋼2鋼種、特殊用途鋼8鋼種）に受入（生産工場、販売業者）、販売（消費者、販売業者）、在庫の月次動向を調査することで、行政施策の基礎資料とする。

【沿革】 本調査は、1. 鉄鋼需給月報（普通鋼鋼材部門別払出（生産業者工場用））、2. 鉄鋼需給月報（普通鋼鋼材部門別受入・払出・在庫（生産業者本社営業所用・販売業者用））及び3. 特殊鋼鋼材需給月報の3調査票から構成されており、1及び2は、昭和25年から、3は、昭和50年から実施されている。

【調査の構成】 1 - 鉄鋼需給月報 普通鋼鋼材部門別払出（生産業者工場用） 2 - 鉄鋼需給月報 普通鋼鋼材部門別受入・払出・在庫（生産業者本社営業所用・販売業者用） 3 - 特殊鋼鋼材需給月報

【公表】 「鉄鋼・非鉄金属・金属製品統計月報」、ホームページ（翌々月25日）、「鉄鋼・非鉄金属・金属製品統計年報」（翌年6月）

【調査票名】 1 - 鉄鋼需給月報 普通鋼鋼材部門別払出（生産業者工場用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）普通鋼熱間圧延鋼材、普通鋼冷間仕上鋼材（線材を除く）、めっき鋼材（線材を除く）及び鋼管を生産する事業所。（抽出枠）（社）日本鉄鋼連盟会員名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）260 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎月末日現在 （系統）経済産業省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）翌月12日

【調査事項】 品目別/部門別払出重量、事業所名、事業所在地、作成者の所属部署名及び氏名

【調査票名】 2 - 鉄鋼需給月報 普通鋼鋼材部門別受入・払出・在庫（生産業者本社営業所用・販売業者用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）普通鋼熱間圧延鋼材、普通鋼冷間仕上鋼材（線材を除く）、めっき鋼材（線材を除く）及び鋼管を生産する事業所。（抽出枠）（社）日本鉄鋼連盟会員名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）270 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）

自計（把握時）毎月末日現在（系統）経済産業省 - 民間事業者 - 報告者
【周期・期日】（周期）月（実施期日）翌月12日

【調査事項】品目名/部門別受入・払出・月末在庫重量、事業所名、事業所在地、作成者の所属部署名及び氏名

【調査票名】3 - 特殊鋼鋼材需給月報

【調査対象】（地域）全国（単位）事業所（属性）特殊鋼鋼材を販売する事業所。
（抽出枠）(社)特殊鋼倶楽部会員名簿

【調査方法】（選定）全数（客体数）250（配布）郵送（収集）郵送（記入）

自計（把握時）毎月末日現在（系統）経済産業省 - 民間事業者 - 報告者
【周期・期日】（周期）月（実施期日）翌月12日

【調査事項】鋼種別受入・販売・月末在庫重量、事業所名、事業所所在地、作成者所属部署及び氏名

【調査名】 鉄鋼生産内訳月報（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年2月24日

【実施機関】 経済産業省製造産業局鉄鋼課

【目的】 特殊鋼鋼材の用途別外販数量、外販在庫、普通鋼鋼材の外販別生産及び鋼管の製法別・用途別生産を把握して、適切なる行政施策の基礎資料とする。

【沿革】 本調査は、1.鉄鋼生産内訳月報（鍛鋼品・鋳鋼品）、2.鉄鋼生産内訳月報（特殊鋼鋼材販売・在庫、普通鋼鋼材生産内訳、鋼管生産内訳）の2調査票から構成されており、いずれも昭和37年に、経済産業省生産動態統計調査（指定統計第11号を作成するための調査）の簡素、合理化措置により分離して実施されているものである。

【調査の構成】 1 - 鉄鋼生産内訳月報（鍛鋼品・鋳鋼品） 2 - 鉄鋼生産内訳月報（特殊鋼鋼材販売・在庫、普通鋼鋼材生産内訳、鋼管生産内訳）

【公表】 「鉄鋼・非鉄金属・金属製品統計月報」及び経済産業省ホームページ（翌々月25日）、「鉄鋼・非鉄金属・金属製品統計年報」（翌年6月）

【調査票名】 1 - 鉄鋼生産内訳月報（鍛鋼品・鋳鋼品）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）特殊鋼鋼材又は普通鋼鋼材（再生鋼材を除く）及び鋼管を生産している事業所。（抽出枠）（社）日本鉄鋼連盟会員名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）250 （配布）郵送・オンライン （取集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎月末日現在 （系統）経済産業省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）翌月12日

【調査事項】 特殊鋼外販用鋼材販売・在庫、普通鋼外販用鋼材生産内訳、鋼管製法別・用途別生産内訳

【調査票名】 2 - 鉄鋼生産内訳月報（特殊鋼鋼材販売・在庫、普通鋼鋼材生産内訳、鋼管生産内訳）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）特殊鋼鋼材又は普通鋼鋼材（再生鋼材を除く）及び鋼管を生産している事業所。（抽出枠）（社）日本鉄鋼連盟会員名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）250 （配布）郵送・オンライン （取集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎月末日現在 （系統）経済産業省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）翌月15日

【調査事項】 特殊鋼外販用鋼材販売・在庫、普通鋼外販用鋼材生産内訳、鋼管製法別・

用途別生産内訳

【調査名】 水産物流通調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年2月25日

【実施機関】 農林水産省水産庁漁政部加工流通課、農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室

【目的】 産地水産物用途別出荷量調査票：全国の主要漁港における主要水産物の用途別出荷量等を調査し、水産物の需給計画、流通施設の改善等を推進するための資料とすることを目的に実施する。

冷蔵水産物在庫量調査票：全国の冷凍・冷蔵工場における水産物の入出庫量、在庫量等を調査し、水産物の在庫の動向を明らかにして、水産物の需給計画、価格安定対策等を推進するための資料とすることを目的とする。

水産加工（陸上）調査票：全国の陸上加工経営体における水産加工品の生産量を調査し、水産加工品の生産動向を明らかにして、水産加工業振興対策等のための資料とすることを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和31年から実施。平成18年分の調査から、水産加工（陸上）調査票を標本調査化。平成19年分の調査から、産地水揚量・価格調査（年間）調査票の調査周期を変更。平成19年分の調査から、産地水産物流通形態別調査票及び消費地月別品目調査票を廃止。平成21年分の調査から、産地水産物用途別出荷量調査票及び冷蔵水産物在庫量調査票を統計部から水産庁に移管。

【調査の構成】 1 - 産地水産物用途別出荷量調査票 2 - 冷蔵水産物在庫量調査票 3 - 水産加工（陸上）調査票

【公表】 産地水産物用途別出荷量調査票：印刷物及びホームページ（概要：調査実施年の5月末（ただし、平成22年に実施する調査については6月上旬）、詳細：調査実施年の12月末）、冷蔵水産物在庫量調査票：印刷物及びホームページ（月報：調査実施月の翌月の末日、年報：調査実施年の翌年12月末日）、水産加工（陸上）調査票：印刷物及びホームページ（概要：調査実施年の5月上旬（平成22年に実施する調査については6月上旬）、詳細：調査実施年の翌年3月末）

【備考】 今回の変更は、調査票1及び2の調査組織の変更、調査票1及び2の調査方法の変更、調査票2の調査事項の一部変更、調査票3の報告を求める者の選定方法の変更。

【調査票名】 1 - 産地水産物用途別出荷量調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）卸売業者、漁業協同組合及び仲卸業者 （抽出枠）直近の漁業センサス漁業地区名簿

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）32 / 2, 177 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年の前年の1年間（1月1日～1

2月31日) (系統)農林水産省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)1月下旬~2月下旬(ただし、平成22年に実施する調査については3月上旬~3月中旬)

【調査事項】 品目別用途別出荷量

【調査票名】 2 - 冷蔵水産物在庫量調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)冷凍・冷蔵工場 (抽出枠)直近の漁業センサス

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)709/5,870 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)月末在庫量:調査実施月の前々月末現在、月間入出庫量:調査実施月の前月の1か月間(1日~末日) (系統)農林水産省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)調査実施月の月上旬~調査実施月の20日(ただし、平成22年1月分については、2月分の調査と併せて実施する。)

【調査事項】 品目別月末在庫量及び月間入出庫量

【調査票名】 3 - 水産加工(陸上)調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)水産加工品を生産する陸上加工経営体(加工場又は施設を持たない漁家を除く。) (抽出枠)直近の漁業センサス

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)3,534/10,097 (配布)郵送・調査員・FAX (収集)郵送・調査員・FAX (記入)併用 (把握時)調査年の前年の1年間(1月1日~12月31日) (系統)農林水産省 - 地方農政事務所(局) - 統計・情報センター - 調査員 - 報告者、農林水産省 - 地方農政事務所(局) - 統計・情報センター - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)調査員調査:調査年の1月上旬~2月下旬(ただし、平成22年に実施する調査については3月上旬~3月下旬)、往復郵送調査:調査年の1月上旬~2月下旬(ただし、平成22年に実施する調査については3月上旬~3月下旬)

【調査事項】 加工種類別品目別生産量

【調査名】 エネルギー消費統計調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年2月25日

【実施機関】 資源エネルギー庁長官官房総合政策課

【目的】 エネルギー消費統計調査は、我が国の産業部門・業務部門におけるエネルギー消費実態を産業別・都道府県別に把握することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 調査票第1号 2 - 調査票第2号 3 - 調査票第3号 4 - 調査票第4号 5 - 調査票第5号 6 - 調査票第6号 7 - 調査票第7号 8 - 調査票第8号 9 - 調査票第9号

【公表】 インターネットにより公表（調査年の翌年3月頃）

【備考】 今回の変更は、すべての調査票に係る調査票レイアウトの一部変更。

【調査票名】 1 - 調査票第1号

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類の大分類「農業，林業」のうち小分類「耕種農業」及び「畜産農業」を除き、調査票第2～9号に属さない事業所。ただし、経済産業省特定業種石油等消費統計調査の対象事業所を除く（以下同じ）。（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査名簿を母集団名簿とし、熱量換算エネルギー消費量の合計が、産業別に、目標精度を達成するために必要な抽出数を設定し、無作為に調査対象となる事業所を選定する。ただし、製造業は従業者数50人以上、非製造業は従業者数100人以上の事業所については全数調査。

【調査方法】 （選定）全数及び無作為抽出 （客体数）150,000/5,137,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査年の前年4月1日～調査年の3月末日 （系統）資源エネルギー庁 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年4月

【調査事項】 1. 送付先所在地、企業名（事業所名）、通称名、部署名、記入者氏名、2. 調査対象所在地、事業所名、通称名、3. 購入電力量又は受電量、4. 電力の契約会社及び契約種別、5. 燃料消費量、燃料転換量、6. 自家発電量、自家発電の販売・払出量、自家発電設備、7. 熱源の購入・受入量、熱源の発生・回収量、熱源の消費量、熱源の販売・払出量、8. 従業員数、延べ床面積、売上高・営業収入

【調査票名】 2 - 調査票第2号

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類の大分類のうち、「農業，林業」、「漁業」、「鉱業，採石業，砂利採取業」、「建設業」のうち、小分類「耕種農業」及び「畜産農業」に属する事業所を除く事業所。（抽

出枠)平成18年事業所・企業統計調査名簿を母集団名簿とし、熱量換算エネルギー消費量の合計が、産業別に、目標精度を達成するために必要な抽出数を設定し、無作為に調査対象となる事業所を選定する。ただし、従業者数100人以上の事業所については全数調査。

【調査方法】 (選定)全数及び無作為抽出 (客体数)13,000/563,000
(配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査年の前年4月
1日～調査年の3月末日 (系統)資源エネルギー庁 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年4月

【調査事項】 1.送付先所在地、企業名(事業所名)、通称名、部署名、記入者氏名、
2.調査対象所在地、事業所名、通称名、3.購入電力量又は受電量、4.
電力の契約会社及び契約種別、5.燃料消費量、燃料転換量、6.自家発電
量、自家発電の販売・払出量、自家発電設備、7.熱源の購入・受入量、熱
源の発生・回収量、熱源の消費量、熱源の販売・払出量、8.従業員数、延
べ床面積、売上高・営業収入

【調査票名】 3 - 調査票第3号

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)国、地方公共団体等に属する事
業所。(抽出枠)平成18年事業所・企業統計調査名簿を母集団名簿とし、
熱量換算エネルギー消費量の合計が、産業別に、目標精度を達成するた
めに必要な抽出数を設定し、無作為に調査対象となる事業所を選定す
る。ただし、従業者数100人以上の事業所については全数調査。

【調査方法】 (選定)全数及び無作為抽出 (客体数)16,000/188,000
(配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査年の前年4月
1日～調査年の3月末日 (系統)資源エネルギー庁 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年4月

【調査事項】 1.送付先所在地、企業名(事業所名)、通称名、部署名、記入者氏名、
2.調査対象所在地、事業所名、通称名、3.購入電力量又は受電量、4.
電力の契約会社及び契約種別、5.燃料消費量、燃料転換量、6.自家発電
量、自家発電の販売・払出量、自家発電設備、7.熱源の購入・受入量、熱
源の発生・回収量、熱源の消費量、熱源の販売・払出量、8.従業員数、延
べ床面積

【調査票名】 4 - 調査票第4号

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)前年度エネルギー消費統計調査
までの結果から、建物全体のエネルギーについて把握していると回答した事
業所。(抽出枠)前年度エネルギー消費統計調査までの結果から、建物全

体のエネルギーについて把握していると回答した事業所。

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)2,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査年の前年4月1日～調査年の3月末日 (系統)資源エネルギー庁 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年4月

【調査事項】 1.送付先所在地、企業名(事業所名)、通称名、部署名、記入者氏名、
2.調査対象所在地、事業所名、通称名、3.購入電力量又は受電量、4.燃料消費量、燃料転換量、5.自家発電量、自家発電の販売・払出量、自家発電設備、6.熱源の購入・受入量、熱源の発生・回収量、熱源の消費量、熱源の販売・払出量、7.従業員数、延べ床面積、売上高・営業収入

【調査票名】 5 - 調査票第5号

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)エネルギー使用の合理化に関する法律指定工場(第1種、第2種)のうち、ビルオーナー等。(抽出枠)エネルギー使用の合理化に関する法律指定工場(第1種、第2種)のうち、ビルオーナー等。

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)2,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査年の前年4月1日～調査年の3月末日 (系統)資源エネルギー庁 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年4月

【調査事項】 1.送付先所在地、企業名(事業所名)、通称名、部署名、記入者氏名、
2.調査対象所在地、事業所名、通称名、3.購入電力量又は受電量、4.燃料消費量、燃料転換量、5.自家発電量、自家発電の販売・払出量、自家発電設備、6.熱源の購入・受入量、熱源の発生・回収量、熱源の消費量、熱源の販売・払出量、7.従業員数、延べ床面積、売上高・営業収入

【調査票名】 6 - 調査票第6号

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)エネルギー合理化に関する法律指定工場(第1種、第2種)のうち、ビルを除く事業所(第5号、第7号を除く)。(抽出枠)エネルギー合理化に関する法律指定工場(第1種、第2種)のうち、ビルオーナー等。(第5号、第7号を除く)

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)9,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査年の前年4月1日～調査年の3月末日 (系統)資源エネルギー庁 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年4月

【調査事項】 1.送付先所在地、企業名(事業所名)、通称名、部署名、記入者氏名、

2．調査対象所在地、事業所名、通称名、3．購入電力量又は受電量、4．燃料消費量、燃料転換量、5．自家発電量、自家発電の販売・払出量、自家発電設備、6．熱源の購入・受入量、熱源の発生・回収量、熱源の消費量、熱源の販売・払出量、7．従業員数、延べ床面積、売上高・営業収入

【調査票名】 7 - 調査票第7号

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)熱供給事業法に基づく事業の許可を受けた熱供給事業者、第5号、第6号を除く省エネ法定期報告対象事業場のうち熱供給業及び前年度エネルギー消費統計調査で熱を発生かつ販売している事業者。(抽出枠)熱供給事業法に基づく事業の許可を受けた熱供給事業者、第5号、第6号を除く省エネ法定期報告対象事業場のうち熱供給業及び前年度エネルギー消費統計調査で熱を発生かつ販売している事業者。

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)180 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査年の前年4月1日～調査年の3月末日 (系統)資源エネルギー庁 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年4月

【調査事項】 1．送付先所在地、企業名(事業所名)、通称名、部署名、記入者氏名、
2．調査対象所在地、事業所名、通称名、3．購入電力量又は受電量、4．燃料消費量、燃料転換量、5．自家発電量、自家発電の販売・払出量、自家発電設備、6．熱源の購入・受入量、熱源の発生・回収量、熱源の消費量、熱源の販売・払出量、7．従業員数、延べ床面積、売上高・営業収入

【調査票名】 8 - 調査票第8号

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)電気事業法に基づく事業を許可を受けた一般電気事業者、特定電気事業者及び届け出た特定規模電気事業者。(抽出枠)電気事業法に基づく事業を許可を受けた一般電気事業者、特定電気事業者及び届け出た特定規模電気事業者。

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)31 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査年の前年4月1日～調査年の3月末日 (系統)資源エネルギー庁 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年4月

【調査事項】 1．本社の所在地、企業名、作成者氏名、作成部署、作成部署の所在地、
2．産業別電力需要実績及び産業別・都道府県別電力需要実績

【調査票名】 9 - 調査票第9号

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)ガス事業法に基づき許可された一般事業者及び届け出たガス導管事業者、大口ガス事業者。(抽出枠)ガス事業法に基づき許可された一般事業者及び届け出たガス導管事業者、大口ガス事業者。

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)241 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査年の前年4月1日~調査年の3月末日 (系統)資源エネルギー庁-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年4月

【調査事項】 1. 本社の所在地、企業名、作成者氏名、作成部署、作成部署の所在地、
2. 都道府県別ガス販売量

○届出統計調査の受理

(1) 新規

【調査名】 改正薬事法等に関するアンケート調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年2月1日

【実施機関】 栃木県保険福祉部薬務課

【目的】 薬事法改正により、医薬品の郵便等販売（インターネット販売、通信販売等）が規制されたことによる県内の実態を把握するためのアンケート調査を実施し、監視指導の基礎資料とするもの。

【調査の構成】 1－改正薬事法等に関するアンケート調査票 薬局用 2－改正薬事法等に関するアンケート調査票 医薬品販売業用

※

【調査票名】 1－改正薬事法等に関するアンケート調査票 薬局用

【調査対象】 （地域）栃木県全域 （単位）事業所 （属性）医薬品販売事業所（抽出枠）薬局・医薬品販売業許可台帳

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）786 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成22年2月1日現在 （系統）栃木県一報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成22年2月5日～2月22日

【調査事項】 1、医薬品等の取扱いについて（医薬品等の取扱いの種類、取り扱っている一般用医薬品の区分及び品目数、第一類医薬品を取り扱わない場合はその理由、一般用医薬品の情報提供場所の設置状況、処方せん医薬品以外の医療用医薬品の販売の有無、処方せん医薬品以外の医療用医薬品の販売の増減）、2、登録販売者制度について（従事者の勤務状況、登録販売者の主な従事業務、登録販売者に対する研修の方法、一般従事者の医薬品の販売の有無）、3、郵便等販売制度について（郵便等販売の有無、郵便等販売の広告の有無、郵便等販売の広告の方法、郵便等販売の件数、郵便等販売後の相談の割合）、4、いわゆる健康食品の取扱いについて（いわゆる健康食品の販売の有無、いわゆる健康食品の販売方法）、5、その他（お薬手帳の配布の有無、薬歴の管理方法）

※

【調査票名】 2－改正薬事法等に関するアンケート調査票 医薬品販売業用

【調査対象】 （地域）栃木県全域 （単位）事業所 （属性）医薬品販売事業所（抽出枠）薬局・医薬品販売業許可台帳

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）309 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成22年2月1日現在 （系統）栃木県一報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成22年2月5日～2月22日

【調査事項】 1、医薬品等の取扱いについて（医薬品等の取扱いの種類、取り扱ってい

る一般用医薬品の区分及び品目数、第一類医薬品を取り扱わない場合はその理由、一般用医薬品の情報提供場所の設置状況)、2. 登録販売者制度について(従事者の勤務状況、登録販売者の主な従事業務、登録販売者に対する研修の方法、一般従事者の医薬品の販売の有無)、3. 郵便等販売制度について(郵便等販売の有無、郵便等販売の広告の有無、郵便等販売の広告の方法、郵便等販売の件数、郵便等販売後の相談の割合)、4. いわゆる健康食品の取り扱いについて(いわゆる健康食品の販売の有無、いわゆる健康食品の販売方法)

【調査名】 北九州市内進出事業者景況調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年2月2日

【実施機関】 北九州市産業経済局産業振興部産業政策課

【目的】 最近の各種経済指標によると、北九州地区の経済環境は、企業の景況感も下げ止まりつつあるものの、一方では設備投資の減少や個人消費の低迷、さらには雇用・所得環境が一段と悪化しており、依然として先行き不透明な状況が続いている。この状態から脱却し、実体経済の回復を図るには、市内の景況を定期的にかつ正確に把握し、適時的確な施策を速やかに展開することが肝要である。ついては、市内の景況を正確に把握し、今後の市の施策に活かすため、「北九州市内進出事業者景況調査」を実施するものである。

【調査の構成】 1－北九州市内進出事業者景況調査 調査票

※

【調査票名】 1－北九州市内進出事業者景況調査 調査票

【調査対象】 （地域）北九州市内全域 （単位）企業 （属性）北九州市外に本社がある企業で、北九州市内で実際に活動・営業している企業（支社、営業所、工場等）

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）3,325 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成22年1月～3月 （系統）北九州市－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成22年2月15日～2月25日

【調査事項】 業況、売上・収益・価格等の動き、売上高・収益等の変化、直接採用等の雇用状況、景気の影響、設備投資の動き、経営上の問題点、北九州市に対して望む改善点、景気回復のために北九州市の施策に期待すること等

【調査名】 高知県内水面漁業漁獲統計調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年2月4日

【実施機関】 高知県水産振興部漁業振興課

【目的】 高知県における内水面漁業の魚種別漁獲量について調査を行い、内水面漁業全般の施策を図るうえでの基礎資料とする。

【調査の構成】 1－内水面漁業漁獲統計調査票

※

【調査票名】 1－内水面漁業漁獲統計調査票

【調査対象】 （地域）高知県全域 （単位）協同組合 （属性）内水面の漁業協同組合（農林水産省の内水面漁業生産統計調査（一般統計調査）の対象漁協を除く。）

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）20／22 （配布）郵送 （収集）郵送（記入）自計 （把握時）調査年の1月1日～12月31日 （系統）高知県－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （ただし、農林水産省の内水面漁業生産統計調査が全数調査を行う年は、実施しない。） （実施期日）毎年3月上旬～3月末

【調査事項】 ア. 組合の名称、イ. 魚類の漁獲量、ウ. 藻類の漁獲量（うち、アオノリ、アオサについては生産金額も調査）、エ. 貝類の漁獲量、オ. その他の水産動物の漁獲量

【調査名】 住民の防災力基礎調査(地震に関するアンケート調査)(平成22年届出)

【受理年月日】 平成22年2月10日

【実施機関】 東京消防庁防災部防災課

【目的】 木造住宅密集地域を対象として、住民の防災意識や防災対策実施状況等を調査し、対象地域の防災力を定量的に把握することを目的とする。

【調査の構成】 1-地震に関するアンケート調査 調査票

※

【調査票名】 1-地震に関するアンケート調査 調査票

【調査対象】 (地域)東京都内の木造住宅密集地域 (単位)世帯 (属性)東京都内の木造住宅密集地域に居住する住民

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)15,000/6,210,000 (配布)調査員 (収集)調査員 (記入)自計 (把握時)調査票記入時点の状況について調査 (系統)東京消防庁-各消防署-報告者

【周期・期日】 (周期)一回限り (実施期日)平成22年3月中旬~15日

【調査事項】 ア.自宅の構造・階層等について、イ.自宅等での防災対策について、ウ.世帯構成等について

【調査名】 市民福祉に関する意識調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年2月17日

【実施機関】 神戸市保健福祉局総務部計画調整課

【目的】 神戸市市民福祉総合計画策定のための基礎資料を得るため。

【調査の構成】 1－市民福祉に関する意識調査 調査票

※

【調査票名】 1－市民福祉に関する意識調査 調査票

【調査対象】 （地域）神戸市全域 （単位）個人 （属性）20歳以上の神戸市民（抽出枠）住民基本台帳、外国人登録台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）10,000／1,280,326（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成22年3月1日（系統）神戸市－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）不定期（実施期日）平成22年2月下旬～3月下旬

【調査事項】 1. 日常生活上の不安に関する事項、2. 地域とのかかわりに関する事項、3. 福祉施策やサービスに関する事項、4. ボランティア活動に関する事項、5. 医療に関する事項、6. 人権問題に関する事項

【調査名】 春季賃上げ要求・妥結状況調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年2月18日

【実施機関】 滋賀県商工観光労働部労政能力開発課

【目的】 滋賀県内民間労働組合の組合員の賃金実態を明らかにし、安定した労使関係
確立のための基礎資料を得ることを目的として実施する。

【調査の構成】 1－平成22年 春季賃上げ要求・妥結状況調査票

※

【調査票名】 1－平成22年 春季賃上げ要求・妥結状況調査票

【調査対象】 （地域）滋賀県全域 （単位）労働組合 （属性）滋賀県内民間労働組合

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）180／600 （配布）郵送 （収集）

郵送 （記入）自計 （把握時）6月30日現在 （系統）滋賀県一報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）4月10日～7月10日

【調査事項】 妥結日、企業全体の総従業員数、平均賃金、要求額、妥結額、妥結額の内
訳

【調査名】 沖縄都市モノレール利用OD調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年2月18日

【実施機関】 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

【目的】 沖縄都市モノレール、通称ゆいレールの利用特性、意見・要望等を把握し、ゆいレールの利用促進及びサービス向上に資する基礎データの収集を目的とする。

【調査の構成】 1－沖縄都市モノレール利用OD調査 調査票

※

【調査票名】 1－沖縄都市モノレール利用OD調査 調査票

【調査対象】 （地域）沖縄県那覇市内 （単位）個人 （属性）沖縄都市モノレール利用者 （抽出枠）ゆいレール全駅において改札口を通過したゆいレール利用者

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）17,500/35,000 （配布）調査員 （収集）郵送・調査員 （記入）自計 （把握時）平成22年2月21日及び2月25日 （系統）沖縄県－民間事業者－統計調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成22年2月21日及び2月25日～3月6日

【調査事項】 1. 年齢、性別、居住地、2. 券種、3. 乗車時刻、4. 出発地・目的地、5. 乗車駅・降車駅、6. 利用目的、7. 出発地～乗車駅の交通手段、8. 出発地～乗車駅の所要時間、9. 降車駅～目的地の交通手段、10. 降車駅～目的地の所要時間、11. 利用する理由、12. 利用頻度

【調査名】 沖縄県人口移動報告（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年2月26日

【実施機関】 沖縄県企画部統計課

【目的】 各市町村別の人口及び世帯の移動状況を把握し、各種行政施策の基礎資料とする。

【調査の構成】 1－沖縄県人口移動報告 報告表

※

【調査票名】 1－沖縄県人口移動報告 報告表

【調査対象】 （地域）沖縄県全域 （単位）市町村 （属性）住民基本台帳法の規定に基づく住民票の記載又は削除のあった者及び外国人登録法の規定に基づき外国人登録原票に登録又は閉鎖のあった者

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）41 （配布）電子メール （収集）電子メール （記入）自計 （把握時）毎月1日～末日 （系統）沖縄県－報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）調査月の翌月15日

【調査事項】 1. 男女、日本人・外国人別（1）出生数及び死亡数、（2）転入数及び転出数、2. 日本人・外国人別世帯増減数

(2) 変更

【調査名】 北九州市企業景況調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年2月2日

【実施機関】 北九州市産業経済局産業振興部産業政策課

【目的】 最近の各種経済指標によると、北九州地区の経済環境は、企業の景況感も下げ止まりつつあるものの、一方では設備投資の減少や個人消費の低迷、さらには雇用・所得環境が一段と悪化しており、依然として先行き不透明な状況が続いている。この状態から脱却し、実体経済の回復を図るには、市内の景況を定期的にかつ正確に把握し、適時的確な施策を速やかに展開することが肝要である。ついては、市内の景況を正確に把握し、今後の市の施策に活かすため、「北九州市企業景況調査」を実施するものである。

【調査の構成】 1－北九州市企業景況調査 調査票

【備考】 平成22年の2月調査に限り、調査事項を一部追加。

※

【調査票名】 1－北九州市企業景況調査 調査票

【調査対象】 （地域）北九州市全域 （単位）企業 （属性）北九州市内に本社がある企業で、実際に活動・営業をしている企業 （抽出枠）民間事業者が保有する企業情報

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000／8,000 （配布）郵送（取集）郵送 （記入）自計 （把握時）9月調査は調査実施年の7～9月、2月調査は調査実施年の1～3月（平成22年2月調査のみ特別調査を実施）（系統）北九州市－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）年2回（9月、2月） （実施期日）9月上旬の10日間、2月下旬～3月上旬にかけての10日間（平成22年2月調査のみ2月中旬より11日間）

【調査事項】 業況、売上・収益・価格等の動き、売上高・収益等の変化、新規採用等の雇用状況、景気の影響、金融機関からの借入れ状況、セーフティネット保証について、設備投資の動き、経営上の問題点、景気回復のために北九州市の施策に期待すること等。

特別調査（平成22年2月調査限り）平成21年11月30日に成立した中小企業金融円滑化法の利用、新型インフルエンザによる事業リスク対策のための事業継続計画（BCP）について

【調査名】 京都府鋳工業生産動態統計調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年2月12日

【実施機関】 京都府政策企画部調査統計課

【目的】 京都府における鋳工業生産の状況を把握し、府鋳工業指数作成のための基礎資料を得るため

【沿革】 昭和26年から、経済産業省生産動態統計調査（基幹統計調査）で得られない品目について、生産動態を把握。

【調査の構成】 1－京都府鋳工業指数用調査票

【備考】 今回の変更は、調査対象品目（絹織物、ビスコース人絹織物、合成繊維織物）の追加。

※

【調査票名】 1－京都府鋳工業指数用調査票

【調査対象】 （地域）京都府内全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類による製造業を営む事業所のうち、要領で指定した品目を製造する事業所及び要領で指定した品目の生産動態を集計する機関 （抽出枠）工業統計調査準備調査名簿等により抽出

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）34／4, 489 （配布）郵送 （取集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎月末日 （系統）京都府－報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）翌々月10日

【調査事項】 月間生産高・出荷高の数量及び金額、月末在庫高の数量

【調査名】 職業能力開発需給調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年2月17日

【実施機関】 茨城県商工労働部職業能力開発課

【目的】 茨城県の職業能力開発行政の基本となる職業能力開発計画のための参考資料とするため、県内企業に需給調査を行う。

【調査の構成】 1－職業能力開発充実強化対策アンケート調査 調査票

【備考】 今回の変更は報告者数の削減、調査事項や調査の実施期間等の変更。

※

【調査票名】 1－職業能力開発充実強化対策アンケート調査 調査票

【調査対象】 （地域）茨城県全域 （単位）事業所 （属性）農林漁業を除く産業大分類から茨城県内の従業員数が5人以上の民営事業所（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査 調査区別民営事業所漢字リスト

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,800/126,506（配布）郵送・調査員（取集）郵送・調査員（記入）併用（把握時）調査年度の2月1日現在（系統）茨城県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）5年（実施期日）調査年度の2月5日～3月15日

【調査事項】 1. 所在地、2. 産業区分、3. 従業員数、4. 将来の事業、5. 近年の人材採用状況、6. 必要とされる従業員の職種、7. 今後の人材採用方針、8. 新卒採用者の学歴、9. 社員に必要な資格、10. 従業員の確保、11. 社内教育訓練の形態、12. 社外教育訓練の形態、13. 人材に関する今後の取組、14. 教育訓練の問題点、15. 教育訓練の支援、16. 茨城県の職業訓練で関心のあるもの、17. 人材の受け入れ、18. 今後の公共職業訓練、19. 産業技術短期大学校・産業技術専門学院修了者の採用、20. 産業技術短期大学校・産業技術専門学院で行う訓練、21. 県立産業技術専門学院で行う新規学卒者訓練

【調査名】 大阪市観光動向調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年2月18日

【実施機関】 大阪市ゆとりとみどり振興局総務部集客プロモーション担当

【目的】 大阪市の観光集客力の向上に向けて、今後の施策展開を図るうえでの基礎的なデータ収集を行う。

【調査の構成】 1－大阪市観光動向調査票

【備考】 今回の変更は、報告者数の削減、調査事項の一部変更。

※

【調査票名】 1－大阪市観光動向調査票

【調査対象】 （地域）大阪市全域 （単位）個人 （属性）指定の宿泊施設（27施設）に宿泊した個人 （抽出枠）調査期間内に指定の宿泊施設に宿泊した個人

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）5,000 （配布）ホテルのフロントでチェックイン時に配布 （収集）チェックアウト時にフロントで回収 （記入）自計 （把握時）毎年2月15日から4週間 （系統）大阪市－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年2月15日から4週間

【調査事項】 性別、年齢、同伴人員、訪問頻度、出発地、経由地、宿泊日数、宿泊理由、訪問先、旅行費用（総額、交通費、食費、宿泊費、ショッピング、土産物代、入場料・観劇料、雑費）、大阪市のサービス水準・魅力評価、事前情報、大阪市への再訪希望

【調査名】 人口移動調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年2月19日

【実施機関】 島根県政策企画局統計調査課

【目的】 島根県人口の移動状況の実態を把握し、市町村人口の推計資料とするとともに各種行政の基礎資料とするため。

【調査の構成】 1－転入調査票 2－県外転出調査票 3－職権調査票

【備考】 今回の変更は、調査票－1及び2に係る調査事項の一部変更。

※

【調査票名】 1－転入調査票

【調査対象】 （地域）島根県全域 （単位）個人 （属性）住民基本台帳法第8条の規定により住民票の記載又は削除されることとなる者、外国人登録法第3条第1項又は第8条第1項の規定により新規登録又は居住地変更登録申請者、外国人登録法第12条第1項又は第3項の規定により登録証明書返納者。

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）5,000 （配布）市町村窓口 （収集）市町村窓口 （記入）自計 （把握時）月 （系統）島根県－市町村－報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）調査月（平成22年4月以降）翌月の10日

【調査事項】 性別、出生年月、移動理由、従前の住所地、Uターンの有無

※

【調査票名】 2－県外転出調査票

【調査対象】 （地域）島根県全域 （単位）個人 （属性）住民基本台帳法第8条の規定により住民票の記載又は削除されることとなる者、外国人登録法第3条第1項又は第8条第1項の規定により新規登録又は居住地変更登録申請者、外国人登録法第12条第1項又は第3項の規定により登録証明書返納者。

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）5,000 （配布）市町村窓口 （収集）市町村窓口 （記入）自計 （把握時）月 （系統）島根県－市町村－報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）調査月（平成22年4月以降）翌月の10日

【調査事項】 性別、出生年月、移動理由、転出先

※

【調査票名】 3－職権調査票

【調査対象】 （地域）島根県全域 （単位）市町村 （属性）市町村

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）21 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）月 （系統）島根県－報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）調査月（平成22年4月以降）翌月の10日

【調査事項】 性別、移動（出生、死亡等）、出生年月

【調査名】 春季賃上げ及び夏季・年末一時金要求・妥結状況調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年2月22日

【実施機関】 広島県商工労働局総務管理部労働福祉課

【目的】 春季賃上げ、夏季・年末一時金の要求・妥結状況等を把握し、労働行政の基礎資料とする。

【沿革】 本調査は、平成21年から毎年実施。平成22年分の調査から、春季賃上げ・一時金要求・妥結状況調査票と年末一時金要求・妥結状況調査票を統合。

【調査の構成】 1－春季賃上げ・一時金要求・妥結状況調査票

【備考】 今回の変更は、調査事項の変更及び調査票の統合、報告を求める事項の基準となる期日の変更、調査の実施期間の変更。

※

【調査票名】 1－春季賃上げ・一時金要求・妥結状況調査票

【調査対象】 （地域）広島県全域 （単位）企業 （属性）広島県内の民間企業で、当該企業の労働者が組織する労働組合がある企業 （抽出枠）広島県商工労働局総務管理部労働福祉課が保有する労働組合を有する企業に関する業務情報

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）200／1,148 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）春季賃上げ：5月31日、夏季一時金：7月10日、年末一時金：12月10日 （系統）広島県－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）4月1日～12月31日

【調査事項】 1. 事業所及び労働組合の概況、2. 春季賃上げ及び夏季・年末一時金要求・妥結状況